

自然災害により学校が臨時休業になる場合

「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドラン」より
平成 24 年 4 月 大田区教育委員会(令和 2 年 6 月 30 日追記)

4 暴風警報・特別警報対応

(1) 臨時休業

- **午前 6 時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合**は部活動の朝練習などに参加しないで自宅に待機する。
- **午前 7 時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合**は臨時休業とする。

(2) 学校留め置き

- 下校時に大田区へ、暴風警報又は特別警報が発令されている場合、生徒を学校に留め置く。
- 暴風警報又は特別警報が解除されるまでは、生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。

※ ただし、台風等による自然災害の状況に応じて（1）（2）以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途する。

5 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

(1) 午前 0 時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

- **午前 0 時までに蒲田駅・大森駅を含むＪＲ京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後 2 時までの間に開始されることが発表された場合**、大田区立全小・中学校を臨時休業とする。

- 当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しない。

※ ただし、鉄道の計画運休の状況に応じて、
(1) 以外の対応が必要な場合、教育委員会事務局より別途指示する。

